

○眼球あっせん機関設備整備事業について

(平成一二年七月一八日)

(健医発第一一〇八号)

(各都道府県知事眼球あっせん機関の長あて厚生省保健医療局長通知)

安全かつ適切な眼球のあっせんを行うため準拠すべき指針については、「眼球のあっせんに関する技術指針について」(平成一二年一月七日健医発第二六号本職通知)により通知したところであるが、今般、当該指針に準拠した摘出眼球からの強角膜切片又は強膜片の作成、強角膜切片の角膜組織の評価等を行うために必要な機器を整備する事業を実施し、適正な移植医療の推進を図ることとしている。

事業の実施については、別添「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、本事業の適正な実施に努められたく通知する。

別添

眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱

一 目的

この事業は、眼球あっせん機関において、強角膜切片又は強膜片の作成、強角膜切片の角膜組織の評価等を行うために必要な機器を整備し、安全かつ適切な眼球のあっせんの推進を図ることを目的とする。

二 事業の実施主体

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第一〇四号)第一二条第一項の規定による業として行う眼球のあっせんの許可を受けた者とする。

三 事業の内容

眼球あっせん機関は、「眼球のあっせんに関する技術指針について」(平成一二年一月七日健医発第二六号本職通知)の別添「眼球のあっせんに関する技術指針」に準拠して、摘出眼球からの強角膜切片又は強膜片の作成、強角膜切片の角膜組織の評価等を行うため、必要な設備を整備する。